

大口町告示第 8 2 号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 6 条により撤去した自転車について、
大口町自転車駐車場の管理運営に関する規則第 3 条により告示する。

平成 2 2 年 9 月 3 日

大口町長 森 進

記

1 撤 去 年 月 日 平成 2 2 年 8 月 2 4 日

2 撤去自転車の特徴等 下記のとおり

番号	防犯登録	車体色	車体番号	備考
1	09-オ-47847	青	A8I30055	
2	05-ワ-97573	シルバー	KL50552166	
3		シルバー	F070310539	
4	09-ワ-36773	シルバー	IC910336K	
5	07-ワ-56891	シルバー	F070405803	
6		シルバー	H890603653	ミニ自転車
7		シルバー	9X22879	
8		シルバー	M8025420	
9	07-チ-04698	シルバー	TF7M10751	
1 0	09-ワ-52588	黒	TF8M86520	
1 1	07-ヤ-95257	黄	S5C94221	
1 2	岐阜県L596214	シルバー	2AC45632	
1 3	岐阜県B474848	シルバー	3B040152	

3 保 管 場 所 大口町役場内撤去自転車一時保管場所

4 引 渡 し 場 所 大口町役場 地域協働部 町民安全課

5 引 渡 し 時 間 開庁日（平日）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

6 必 要 な 手 続 き 撤去自転車引渡申請書兼引取書による

7 そ の 他 認印及び身分証明書を持参のこと